

輪之内町三世代同居近居住宅支援補助金交付要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、輪之内町補助金等交付規則（平成20年輪之内町規則第20号）に定めるもののほか、輪之内町三世代同居近居住宅支援住宅取得補助金（以下「住宅取得補助金」という。）及び輪之内町三世代同居近居住宅支援リフォーム補助金（以下「リフォーム補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金 住宅取得補助金及びリフォーム補助金をいう。
- (2) 子世帯 補助金の交付の申請日（以下「申請日」という。）において、同一世帯内で義務教育修了前の子ども（出産予定であることが母子手帳等で確認でき、出生後に同居する予定の子どもを含む。以下「孫」という。）と同居している親子世帯をいう。
- (3) 親等の世帯 子のいずれかの父母（継父母含む）又は祖父母の世帯をいう。
- (4) 三世代世帯 親等の世帯及び子世帯が住宅取得後若しくはリフォーム工事後に同居若しくは近居する世帯をいう。
- (5) 親等 子のいずれかの父母（継父母含む）又は祖父母をいう。
- (6) 子 子世帯の世帯主またはその配偶者をいう。
- (7) リフォーム工事 住宅の修繕、改築、増築、模様替えまたは住宅の機能向上のために行う補修、改造若しくは設備改善のための工事をいう。

第2章 住宅取得補助金

(交付の目的)

第 3 条 住宅取得補助金は、町外在住の子世帯と町内在住の親等の世帯が町内で同居または近居するために住宅を取得する場合にその費用の一部を補助することにより、若年世代の転入を促進し、生産年齢人口及び転入人口を増やすことで、町全体の人口減少に歯止めをかけるとともに、親・子・孫からなる三世代同居近居世帯の増加を推進し、地域社会の活性化に資することを目的とする。

(交付の対象者等)

第 4 条 住宅取得補助金の交付の対象は、次に掲げる要件のすべてを満たす三世代世帯とする。

- (1) 申請日において、親等が継続して 3 年以上町内に居住（現に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく住民登録を行っていることをいう。以下この項において同じ。）していること。ただし、介護保険施設、在宅とされる施設及びこれに準ずる施設に入所または入居している場合は除く。
- (2) 子世帯が継続して 1 年以上町外に居住した後に、次項の住宅の取得に伴い町外から町内に転入していること、又は輪之内町内の集合住宅に居住している者で転入後 3 年を経過していない者が、次項の住宅の取得をし引き続き輪之内町に居住している場合。
- (3) 三世代世帯の構成員の全員が、納期限が到来している町税を完納していること。
- (4) 三世代世帯の構成員の全員が、同一住宅について、この要綱に基づく補助金の交付申請を行っていないこと。
- (5) 三世代世帯の構成員の全員が、暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当しないこと。

2 住宅取得補助金の交付の対象となる住宅は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 子世帯が居住するために町内に所有するもので、子の名義で所有権保存登記又

は所有権移転登記をした住宅であること。

- (2) 平成 28 年 4 月 1 日以降の当初契約に基づく新築または売買により町内に取得した住宅であること。
- (3) 取得した住宅の床面積が 50 平方メートル以上であること。

(補助対象経費)

第 5 条 住宅取得補助金の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 住宅取得に係る売買契約金額又は建築工事請負契約金額
- (2) その他町長が認める経費

(補助金の交付額)

第 6 条 住宅取得補助金の交付額は、30 万円を上限とし、前条の補助対象経費に 10 分の 1 を乗じた額（1 万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第 7 条 第 4 条第 2 項の住宅を取得した子で、住宅取得補助金の交付を受けようとするものは、転入日の翌日から起算して 1 年以内、若しくは、転入日の翌日から起算して輪之内町内の集合住宅に居住を開始してから 3 年以内に、輪之内町輪之内町三世代同居近居住宅支援補助金交付申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 子と親の親子関係を証明できる戸籍全部事項証明書等
- (2) 町外に継続して 1 年以上居住していたこと、又は転入後 3 年を経過していない者で、輪之内町内の集合住宅に居住していることを証明できる戸籍の附票、住民票除票の写し等
- (3) 建物登記簿の全部事項証明書
- (4) 住宅の売買契約書または工事請負契約書の原本の写し

- (5) 義務教育修了前の子どもが出産予定の子どものみである場合は、母子健康手帳の原本の写し又は出産予定であることがわかる書類
- (6) 町税等について未納がないことがわかる書類
- (7) その他町長が必要と認める書類等

第3章 リフォーム補助金

(交付の目的)

第8条 リフォーム補助金は、町外在住の子世帯と町内在住の親等の世帯が町内で同居又は近居するために住宅のリフォーム工事を行う場合にその費用の一部を補助することにより、若年世代の転入を促進し、生産年齢人口及び転入人口を増やすことで、町全体の人口減少に歯止めをかけるとともに、親・子・孫からなる三世代同居近居世帯の増加を推進し、地域社会の活性化に資することを目的とする。

(交付の対象者等)

第9条 リフォーム補助金の交付の対象は、次に掲げる要件のすべてを満たす三世代世帯とする。

- (1) 申請日において、親が継続して3年以上町内に居住（現に居住し、かつ、住民基本台帳法に基づく住民登録を行っていることをいう。以下この項において同じ。）していること。ただし、介護保険施設、在宅とされる施設及びこれに準ずる施設に入所または入居している場合は除く。
- (2) 子世帯が継続して1年以上町外に居住した後に、リフォーム工事に伴い町外から町内に転入していること、又は、輪之内町内の集合住宅に居住している者で、転入後3年を経過していない者が、次項のリフォーム工事により引き続き輪之内町に居住をしている場合。
- (3) リフォーム工事後、申請日において、子世帯の構成員の全員が当該住宅に居住していること。

- (4) 三世代世帯の構成員の全員が、納期限が到来している町税を完納していること。
 - (5) 三世代世帯の構成員の全員が、同一住宅について、この要綱に基づく補助金の交付申請を行っていないこと。
 - (6) 三世代世帯の構成員の全員が、暴力団員による不当な行為防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- 2 リフォーム補助金の交付の対象となる住宅は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。
- (1) 子又は親のいずれかが町内に所有するもので、いずれかの名義で所有権保存登記又は所有権移転登記をした住宅であること。
 - (2) リフォームした住宅の床面積が50平方メートル以上であること。
- 3 リフォーム補助金の交付の対象となるリフォーム工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。
- (1) 子又は親のいずれかが契約した工事であること。
 - (2) 工事の当初契約日が平成28年4月1日以降であること。
 - (3) 建築基準法その他の法令に基づき適正に行われた工事であること。
 - (4) 工事に要する費用の合計額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が100万円以上であること。

（補助対象経費）

第10条 リフォーム補助金の対象となる経費は、次に掲げるリフォーム工事とする。

- (1) 自ら居住するための部分の増築・改築等
- (2) 屋根、雨樋、柱、外壁の修繕・塗装等の外装工事
- (3) 床、内壁、天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事
- (4) 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事
- (5) 電気、ガス等の設備工事
- (6) トイレ、風呂、キッチン等の水周り改修等の給排水工事

(7) その他町長が三世代同居近居にあたり必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるリフォーム工事は、補助の対象としない。

- (1) 敷地造成、門、塀その他の外構工事
- (2) 家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等
- (3) 物置、車庫等の設置等
- (4) 国、岐阜県又は本町の住宅改修に係る他の補助の対象となる工事
- (5) その他町長が補助の対象として適当でないと認めるもの

(補助金の交付額)

第11条 リフォーム補助金の交付額は、30万円を上限とし、前条の補助対象の経費に10分の1を乗じた額（1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第12条 対象工事を行った子又は親で、リフォーム補助金の交付を受けようとするものは、町外転入日の翌日から起算して1年以内に、若しくは、転入日の翌日から起算して輪之内町内の集合住宅に居住を開始してから3年以内に、輪之内町三世代同居近居住宅支援補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 子と親の親子関係を証明できる戸籍全部事項証明書等
- (2) 町外に継続して1年以上居住していたこと、又は転入後3年を経過していない者で、輪之内町内の集合住宅に居住していることを証明できる戸籍の附票、住民票除票の写し等
- (3) 建物登記簿の全部事項証明書
- (4) 対象工事の契約書及び領収書の原本の写し
- (5) 平面図、立面図その他の対象工事の内容が確認できる書類

- (6) 対象工事を行った部分の施工前及び施工後の状態が確認できる書類
- (7) 義務教育修了前の子どもが出産予定の子どものみである場合は、母子健康手帳の原本の写し又は出産予定であることがわかる書類
- (8) 町税等について未納がないことがわかる書類
- (9) その他町長が必要と認める書類等

第4章 交付決定等

(交付決定等)

第13条 町長は、第7条または前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により次に掲げる次項について審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の額を確定し、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

- (1) 法令、本町の条例及び規則並びにこの要綱に違反していないこと。
 - (2) 補助金交付の要件を全て満たし、かつ、この補助金の交付の目的に適合していること
 - (3) 補助金対象の経費算定に誤りがないこと。
 - (4) その他町長が必要と認める書類等
- 2 町長は、前項の場合において、適正な補助金の交付を行うため必要があるときは、交付申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。
- 3 町長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めたときは、速やかに補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(補助金交付の条件等)

第14条 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金の適正な執行を期するため、町長が補助金の交付申請その他の必要な事

項についての確認及び検査を求めたときは、これに協力すること。

(2) この要綱及び関係法令を遵守すること。

(3) 交付決定後3年以内に、補助金の対象となった住宅に子世帯が居住しなくなったときは、町長が承認する場合を除き、補助金を返還すること。

(4) その他町長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めた条件。

2 前項第3号に規定する町長が承認する場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 療養、転勤または通学のため、転居又は転出が必要となった場合

(2) その他町長が必要と認める場合

(交付決定の通知)

第15条 町長は、第13条第1項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、輪之内町三世代同居近居住宅支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 町長は、第13条第3項の規定により補助金を交付しない旨の決定をしたときは、輪之内町三世代同居近居住宅支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第16条 前条第1項の交付決定の通知を受けた者(以下「被決定者」という。)は、当該交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から14日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請を取下げる者は、輪之内町三世代同居近居住宅支援補助金交付申請取下げ書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

3 第1項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付)

第 17 条 被決定者は第 15 条第 1 項の交付決定の通知を受けた日から 14 日以内に、輪之内町三世代同居近居住宅支援補助金交付請求書（様式第 5 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書を受けた日から 40 日以内に、補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第 18 条 町長は、被決定者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により交付決定または交付を受けたとき。
- (2) 前条第 1 項の請求を行わないとき。
- (3) この要綱及び関係法令に違反したとき。
- (4) 全各号に類するもので、町長が必要と認めるとき。

2 町長は、前項の取消をしたときは、輪之内町三世代同居近居住宅支援補助金交付決定取消通知書（様式第 6 号）により被決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 19 条 第 17 条第 2 項の規定により補助金の交付を受けた者（以下「被交付者」という。）は、前条第 1 項の規定により交付決定を取り消された場合または第 14 条第 1 項第 3 号の規定により補助金を返還することとなった場合は、町長が定める期日までに、当該補助金を返還しなければならない。

（届出義務）

第 20 条 被交付者は、第 14 条第 2 項各号に掲げる事由が生じた場合は、輪之内町三世代同居近居住宅支援補助金変更届（様式第 7 号）により、速やかに町長に届出なければならない。

（雑則）

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。